

平成 28 年 3 月 4 日

平成 27 年度第 2 回岩手地方労働審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記 5 の募集要領によりお申込みください。

記

1 日 時 平成 28 年 3 月 17 日（木） 13 時 30 分から

2 場 所 盛岡第 2 合同庁舎 3 階共用会議室  
盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 9 - 15

3 議 題

(1) 平成 28 年度岩手労働局行政運営方針（案）について

(2) 岩手県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の調査審議結果報告及び答申

(3) その他

4 傍 聴 者 10 名以内

5 募集要領

(1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに住所、氏名、電話番号及び FAX 番号、メールアドレスをご記入の上、はがき又は FAX にて下記のとおり先までお申込みください。  
申込締切日は、平成 28 年 3 月 11 日（金）（必着）です。

はがきの場合：〒020-8522

盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 9 - 15  
岩手労働局総務部企画室 あて

FAX の場合：FAX 019-652-7782

岩手労働局総務部企画室 あて

(2) 会場の収容人員に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、当選された方に対しては、後日連絡いたします。

(3) 当日は、会議の開始 10 分前までにお越しください。会議の開始後の入室は認められませんので御注意ください。

なお、事前に御応募いただいた方であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることがわかる物をお持ちください。

6 その他

(1) 傍聴される場合には、別紙の遵守事項を厳守してください。

(2) 車椅子をお使いになれる方は、その旨をお申込みの際にお書き添えください。  
また、介助の方がおられる場合は、その方の御氏名も併せてお書き添えください。

事務局：岩手労働局総務部企画室  
電話 019 604 3002

## 《別紙》

### 審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理番号と同じ番号の席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 審議会事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切ってください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ及びテープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言動に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 拡声器等審議の進行を妨げるおそれがあるものは、会場に持ち込めません。
- 8 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴は断りします。
- 9 その他、会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、会長は、その者を退場させることがあります。